

「医療安全の適正化がもたらす影響」
A「医療被ばくにおける施設の取組み」

公益財団法人星総合病院 星総合病院 続橋 順市
都の都産業保健会 鎌倉 克行

【座長集約】

今回のシンポジウムにおいては、来年4月に改正される医療法における医療被ばく線量の管理・記録に基づいて、医療被ばく低減施設認定取得に向けた取組みと、医療被ばく線量管理システムを導入しての管理方法について、公益財団法人星総合病院 佐久間守雄氏と竹田総合病院 小柴佑介氏に講演を賜った。

医療被ばく低減施設認定取得においては、受審申し込みから認定取得においては約2年半の期間を要しており、認定取得に際してはそれ相応の準備が必要であることが伺える。講演においては実際に取り組んできた内容や、受審時の様子、その後の評価等詳しく述べられており、今後認定取得を考えている施設においてはとても参考になったと思われる。また、この認定取得に向けた取組みにより、医療被ばく低減への認識と共有化が部署内で図られたと述べている。今後においては、医療被ばく低減に向けた取組みの継続と再受審に向けての準備、そしてこの取組みを東北全体に啓発していきたいと述べている。

医療被ばく線量管理システムを導入しての管理方法については、システムの機能の説明とそれを用いた施設内での運用について述べている。特に別装置においての同一検査の紐づけ機能は有用であると述べており、これを用いれば別々の装置においての同一検査を管理できるとしている。また、医療被ばく線量値について検討も行っている。装置間差や外れ値の要因分析も行っており、非常に重要であると考えている。そして今後は、症例や撮影目的によって撮影線量を増減できるように医師と協議しながら、技師自身のレベルアップを図りたいとして講演を閉じている。

医療被ばく線量の管理・記録においてはまだ不明瞭な部分もあり、実際に開始してみないと分からない部分が多々あると考える。実際の現場においては、医療被ばく線量の管理・記録の良否の判断は、立ち入り検査時の保健所の監視員によるものとなるが、必ずしもその監視員が放射線に対する専門知識や、今回の医療法改正における正しい見解を有しているとは限らない。それにより今と同じように、同じ法の下においても地域ごとに見解や解釈が違ってくる可能性が出てくる。

その様な状況の中で、我々が所属している日本放射線技師会や日本放射線技術学会においては、率先して情報を発信し、地域性を無くし、会員達が同じ見解や解釈を持てるよう務めなければならないと考える。その為に今回のような学術大会を大いに活用していく必要があると考える。また、官とも同様である。監視する立場とされる立場の者が共通の認識を持ち、法令遵守に務めなければならない。その為、お互いの認識をすり合わせる機会を今後設ける必要があるのではないかと考える。その為に各学会も尽力しなければならないと考える。

医療被ばくには正当化や最適化が求められ、その最適化において診療放射線技師の更なる活躍が期待されるところであるし、しなければならないと考えている。その為にはデータの蓄積から解析までが必要となり、そこで得られた知見が医療被ばくの最適化につながり、最終的には患者への有益性がもたらされる。この事を多くの診療放射線技師が認識しなければならないと考える。

また先にも述べたが、医療被ばく線量の管理・記録においてはまだ不明瞭な部分もあり、今後の動向に注視していく必要があると考える。